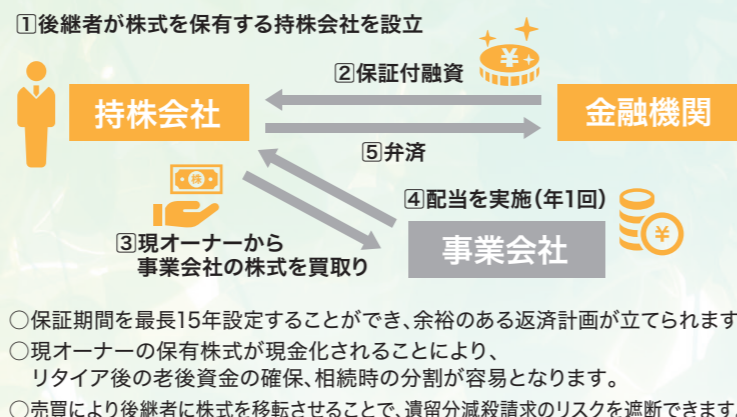


①事業承継サポート保証「みらい」

対象者	後継者となる会社の経営陣又は従業員等が新設した持株会社
対象資金	事業承継計画の実施に必要な事業会社の株式取得資金
保証限度額	2億8千万円(一般枠)
保証期間	15年以内(据置期間1年6ヶ月以内)
保証料率	0.95% (通常の1.15%(5区分)から0.2%割引)
添付書類	・事業承継計画書 ・株式評価算定書 ・持株会社及び事業会社の株主名簿

事業承継サポート保証「みらい」を利用した承継計画



②経営承継関連保証 ③特定経営承継関連保証 ④経営承継準備関連保証 ⑤特定経営承継準備関連保証

	②経営承継関連保証	③特定経営承継関連保証	④経営承継準備関連保証	⑤特定経営承継準備関連保証
経営承継円滑化法に基づく認定対象者	会社または個人事業主	会社である中小企業者	会社または個人事業主	事業を営んでいない個人
特例対象者(借入人)	会社または個人事業主	代表者	会社または個人事業主	事業を営んでいない個人
保証限度額	2億8千万円(別枠)	2億8千万円(一般枠(注))	2億8千万円(別枠)	2億8千万円(一般枠(注))
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内			
保証料率	0.45%~1.90%(特別小口保険は1.00%)※お客様の経営状況に応じて9区分となります。			1.15%
添付書類	経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定書			

(注)代表者個人が営む事業に係る保証と合算した保証限度額になります。

対象資金	②経営承継関連保証		③特定経営承継関連保証	④経営承継準備関連保証	⑤特定経営承継準備関連保証
	会社	個人事業主	代表者個人	会社・個人事業主	事業を営んでいない個人
株式取得資金	●		●	●	●
事業用資産等の取得資金	●	●	●	●	●
事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金		●	●		
遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金		●	●		
認定中小企業者の必要な資金(運転資金)	●	●	●		

お問い合わせ

中小企業のベストパートナー
千葉県信用保証協会

事業承継サポートデスク
☎043-307-7772

〒260-8501
千葉市中央区中央4丁目17番8号
(千葉県自治会館)
<http://www.chiba-cgc.or.jp/>

千葉県信用保証協会 検索



中小企業基盤整備機構
Be a Great Small.
中小機構

☎03-6459-0074(連携推進課)
〒105-8453
東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
<http://www.smrj.go.jp/>



千葉県事業引継ぎ支援センター

☎043-305-5272
〒260-0013
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館11階
<http://www.chiba-cci.or.jp/>相談/千葉県事業引継ぎ支援センター/

中小企業・小規模事業者のための

事業承継

Connect to
the future!



経営支援

経営(人)の承継

+

金融支援

資産(財産)の承継

=

事業承継

円滑な事業承継

中小企業の
事業承継をサポートします!

事業承継には、さまざまな経営資源を引き継ぐ必要があります。
具体的な経営資源として「経営(人)」と「資産(財産)」があり、
事業承継では「経営(人)の承継」と「資産(財産)の承継」をする準備が必要となります。
千葉県信用保証協会では、円滑な事業承継をサポートします。

千葉県信用保証協会

事業承継の準備から実現まで、 中小企業の皆さまのニーズにお応えします！

事業承継の検討

千葉県信用保証協会では、中小企業の皆さまの事業承継をサポートするため「事業承継サポートデスク」を設置しています。専門相談員が、事業承継に係る支援専門家の派遣から事業承継計画の実施のための資金調達のご相談等、金融と経営の一体的支援により中小企業の皆さまの事業承継をサポートします。



事業承継の準備期間は一般的に5~10年

十分な準備がないまま承継をすることになった場合、相続による自社株式の分散、経営ノウハウや技術が引き継がれない等のリスクが生じる可能性があります。このような事態を避けるためにも、十分な準備期間をもって計画的に進めることが重要です。



経営者高齢化

承継準備

新代表者就任

次の世代へ

事業承継の検討

経営支援
金融支援

事業承継フロー図

事業承継の検討 (事業承継計画策定)

↓ 経営支援

↓ 経営支援

後継者有

後継者無

↓ 金融支援

↓ 金融支援

↓ 経営支援

親族内承継

親族外承継
(役員・従業員等)

事業売却
(M&A)等

経営支援

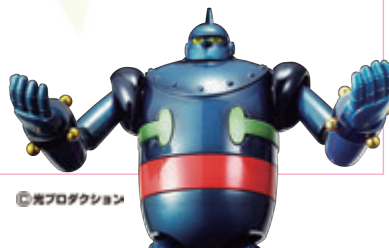
事業承継の検討

専門家派遣事業

- ・事業承継計画の策定支援
- ・事業承継に関する課題のワンポイントアドバイス

支援機関と連携した経営相談

- ・千葉県事業引継ぎ支援センター
- ・中小企業基盤整備機構(中小機構)関東本部



金融支援

自社株評価対策

🏠 役員退職金支給資金

🏠 賃貸用不動産購入資金

資金調達

分散している事業用資産・株式の集約

🏠 株式買取り支給資金

🏠 事業用資産買取り資金

事業承継後

- ① 事業承継サポート保証「みらい」
- ② 経営承継関連保証
- ③ 特定経営承継関連保証

承継準備期間

- ④ 経営承継準備関連保証
- ⑤ 特定経営承継準備関連保証

※上記以外にも通常の一般制度でお取扱いできる場合がございます。

円滑な事業承継実現のための保証協会による支援

経営支援

事業承継計画の策定支援・事業承継に関するご相談。

千葉県信用保証協会では、中小企業診断士等の支援専門家による事業承継計画の策定支援から千葉県事業引継ぎ支援センターや中小企業基盤整備機構(中小機構)関東本部と連携した経営相談により、事業承継に関するお悩みにお答えします。

1 専門家派遣事業

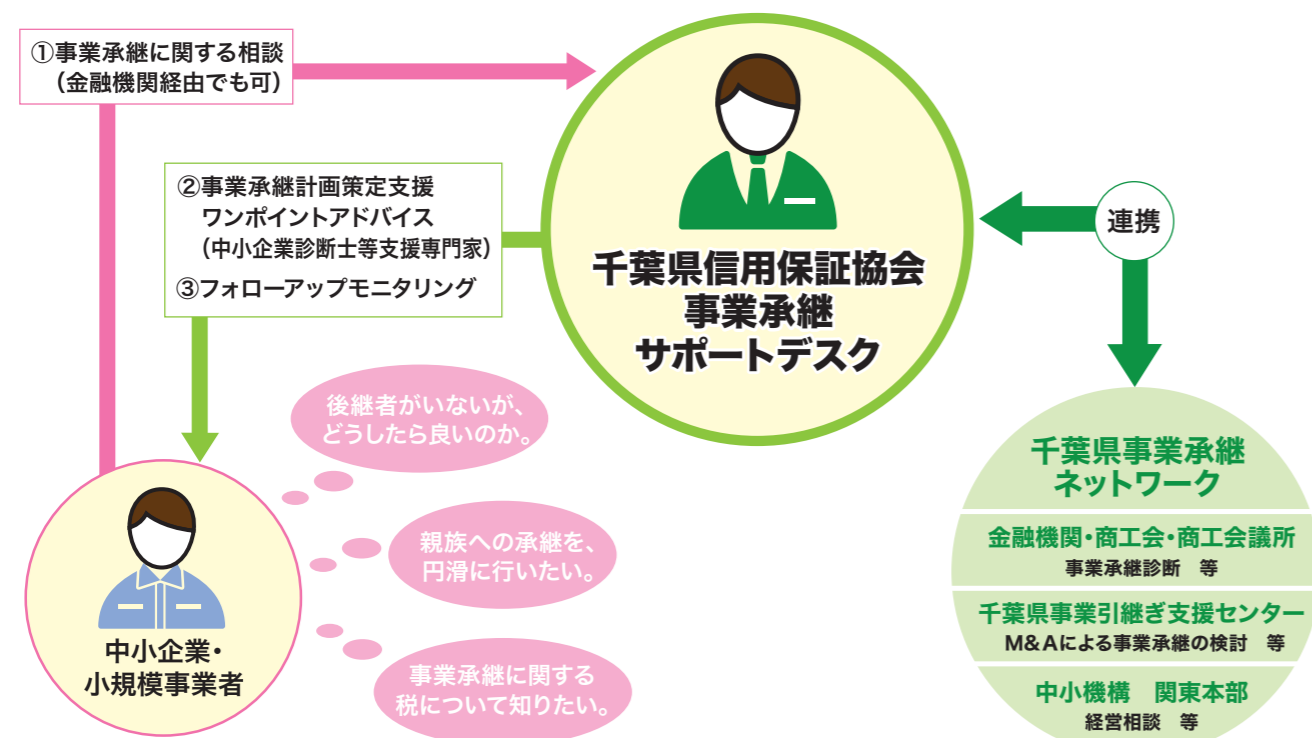
当協会をご利用いただいているお客さまの事業承継の課題解決に向け、中小企業診断士等の支援専門家を**無料**で派遣します。

■事業承継計画の策定支援(原則8回以内)

■事業承継の課題へのワンポイントアドバイス(原則5回以内)

2 支援機関と連携した事業承継相談

金融機関や商工会・商工会議所をはじめとした「千葉県事業承継ネットワーク」と連携し、より専門的な事業承継相談を行います。



金融支援

事業承継に向けた資金調達をサポートします。

1 自社株評価対策



役員退職金支給資金

役員退職金支給資金は、事業資金として保証対象になります。自社株式を移転させるタイミングで、役員退職金を支給すると、相続税評価額を算定する際の1株当たりの株価が低くなる可能性があります。



賃貸用不動産購入資金

賃貸用不動産の購入資金については、不動産賃貸業として行うものであれば、事業資金として保証対象になります。賃貸用不動産を取得することにより、資産を現金で保有する場合と比べ、相続税評価額を軽減させる可能性があります。

2 分散している事業用資産・株式の集約



株式買取り支給資金

株式の買取り資金は、事業経営に必要なものであって、買取り価格が妥当であれば保証対象になります。相続人や役員・従業員に分散している株式を買取りすることで後継者の経営権・支配権を安定させることができます。



事業用資産買取り資金

自社以外の者が有する事業用資産の買取り資金は保証対象になります。相続人や親族に分散している事業用資産を買取りすることで、後継者の経営権・支配権を安定させる効果があります。

3 その他



のれん分け・営業譲渡

従業員へののれん分け、第三者への営業譲渡等による事業承継の際に、創業関連保証・創業等関連保証をご利用できる場合があります。



M&A

M&Aが事業経営上必要であって、経営の維持・拡大に必要であると認められるものであれば、保証対象になります。ただし、投機・転賃を目的とした株式取得資金については対象になりません。



経営者保証

経営者保証ガイドラインに基づき、保証契約の見直しの検討が可能です。また、一定の要件の下で後継者を不要とする保証制度もご利用できます。